

## 被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権について

### 適正な取扱いを求める会長談話

2023年3月3日、横浜地方裁判所において、弁護人が収容中の被疑者に対して差し入れた「被疑者ノート」の記載内容を神奈川県警察の警察官が検査し、被疑者の意に反してそのノートの一部を黒塗りさせた行為が違法であるとして、被告の神奈川県に対して損害賠償金の支払いを命じる判決が言い渡され、同判決は双方から控訴されず確定しました。

また、名古屋高等裁判所においても、2022年2月15日に弁護人が収容中の被疑者に差し入れた『弁護人との接見用』と記載されたノートの記載内容を愛知県警察の警察官が検査し、記載内容の破棄を命じる等の行為について違法であるとの判決を言い渡し、同判決は確定しています。

刑事訴訟法39条1項は、弁護人依頼権を保障した憲法34条を受けて、被疑者・被告人と弁護人が自由に面会（接見）をする権利（接見交通権）及び接見の内容を捜査機関等に知られることなく面会（接見）をする権利（秘密交通権）を保障しています。この秘密交通権は身体の拘束を受けている被疑者・被告人が弁護人と相談し、その助言を受けるなど弁護人からの援助を受けるための基本的権利に属するものです。また、弁護人と被疑者・被告人との意思疎通に萎縮的效果を生じさせないように、面会時のみならず事後的に捜査機関が接見内容を察知しようとすることも禁止されています。

前述した横浜地裁判決は、被疑者ノートが、弁護人等との接見を補完することを目的とし、接見交通権及び秘密交通権の保障を実質化するための

ものであり、その性質上、内容を検査することは、それ自体が秘密交通権の侵害となり得ることを認めています。その上で、同判決は、宅下げ申請前において、被疑者ノートの内容が警察官に知られる可能性があっては、被疑者が被疑者ノートへの記載を差し控えるという萎縮的効果が生じ、ひいては被疑者と弁護人等との接見交通が阻害されるおそれがあることから、警察官が刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（刑事収容施設法）に基づき被疑者の所持品を検査するにあたっては、原則として検査対象が被疑者ノートに該当するかどうかを外形的に確認する限度で許容されるものであり、内容の検査を行うことは特段の事情がない限り違法であるとししました。また、宅下げが申請された被疑者ノートについても、同様の理由で、刑事収容施設法上の検査は、原則として外形の確認の限度で許容され、特段の事情がない限り、内容の検査を行うことは違法であるとししました。

さらには、前述した名古屋高裁判決も、刑事収容施設法の解釈にあたっては秘密交通権の趣旨を損なうことがないように十分配慮する必要があると判示しています。

接見交通権及び秘密交通権は、身体拘束を受けている被疑者・被告人の権利を守るための基本的かつ重要な権利です。そうであるにもかかわらず、神奈川県や愛知県で秘密交通権を侵害する行為が立て続けに発生したことは、同県以外の刑事収容施設でも同様の問題が起こりうる可能性を危惧するものです。

横浜地裁判決や名古屋高裁判決は、被疑者の所持品についても秘密交通権の保障が及ぶことを明確にしたものであり、今後の刑事弁護活動や、刑

事収容施設の業務に大きな影響を及ぼす重要な判決であると考えます。

刑事収容施設においては、前記各判決をふまえ、被疑者・被告人と弁護人との接見交通権・秘密交通権の重要性を十分理解し、接見交通権・秘密交通権の保障の趣旨を損なうような取扱いがなされないよう求めます。

2023年4月17日

佐賀県弁護士会

会長 櫻田 康 則